

学校債の有価証券指定について

金融審議会において、投資性の強い金融商品・サービスに、すき間なく同等の投資者保護のための規制をかける必要があるとの指摘がなされたことを踏まえ、平成18年に証券取引法が改正され、金融商品取引法が制定されました。この新しい金融商品取引法制の下、同法施行令において、一定の要件を満たす学校債を同法の規制の対象となる有価証券として位置づけることとされました。(平成19年9月30日施行)

金融商品取引法の規制の対象となる学校債

1. 「有価証券としての学校債」(金商法2条1項)

株式等と同等の流通性がある等、公益又は投資者保護の観点から、有価証券として指定する必要があるもの(指名債権でないもの)

2. 「みなし有価証券としての学校債」(金商法2条2項)

経済的性質を有すること等、有価証券とみなすことにより公益又は投資者保護をすることが必要かつ適当なもの(別紙)

開示義務

- 金商法上の有価証券(みなし有価証券含む)に該当する学校債が一定の要件を満たす場合、投資家保護のため、学校債の募集主体に対して、厳格な情報開示義務が課される。
- 学校債の募集主体は、有価証券届出書等の各種書類を作成し、内閣総理大臣に提出するとともに、公衆縦覧に供することが必要。
- 各種書類の中には、**企業会計原則の考え方に基づいた財務諸表(計算書類)が含まれる。**当該財務諸表は、学校法人会基準に基づく計算書類とは別に作成することが必要。

「有価証券発行学校法人の財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」の策定 (文部科学省令。平成19年10月末施行予定)

みなし有価証券としての学校債の要件について

みなし有価証券としての学校債

利息があり、かつ〈A〉又は〈B〉

〈A〉一般人にも発行（一般人＝卒業生等の利害関係者以外）

〈B〉一般人に譲渡可能

全学校法人数：7,884（文部科学省所轄：669、都道府県所轄：7,215）

みなし有価証券としての学校債を発行する学校法人数：26／7884

開示義務

下記要件に該当するみなし有価証券としての学校債を発行する場合、

- ・500名以上募集
- ・総額1億円以上

開示義務がかかる可能性のある学校法人数：0／7884

下記書類を作成し内閣総理大臣に提出。また、公衆縦覧に供する。

- ・有価証券届出書（募集又は売出前に提出。ただし、平成19年9月29日以前募集・売出開始分は不要）
- ・有価証券報告書（翌年度6月までに提出）
- ・半期報告書（半期毎に3ヶ月以内に提出。平成20年1月以降募集・売出開始分には添付必要）

上記届出書・報告書は財務諸表(計算書類)を含む。財務諸表は文部科学省が定める規則に従って作成。

(注)みなし有価証券としての学校債を発行する学校法人数は文部科学省調査(平成19年1月)による